

中国

独禁法摘発増をどう見るか

ジェトロ海外調査部中国北アジア課 日向 裕弥

中国の独占禁止法は、「独占的協定」「市場支配的地位の乱用」「企業結合」の三つの独占行為を規制対象に含むという点で、国際標準的な競争法の体系である（表）。旧社会主義国でしばしば見られる「行政権力の乱用」も規制対象としている。2008年の施行後は事前規制である企業結合に関する関連細則の整備と執行が先行していたが、13年に入り価格統制を摘発する動きが加速している。なぜ今か——。

施行6年で運用体制整う

中国の経済法の中で、市場経済の規範化が顕現された一例が独占禁止法（以下、独禁法）といっても過言ではない。市場での公平な競争条件を保護する独禁法と、生産手段の国有化を指向する社会主義の理念は本来相いれないものだ。だが市場経済化にかじを切った中国は、13年間の立法作業を経て2008年8月、独禁法を施行した。

価格統制の取り締まりが増えている理由として3点挙げられる。第1に、独禁法施行から6年を経て、ようやく体制が整ってきたことだ。法体系については「価格独占禁止規定」「価格独占禁止にかかわる行政による法執行手続き規定」（いずれも11年2月施行）や「価格行政処罰案件審理審査規定」（14年1月施行）などの関連規定が公布された。執行体制については、11年に国家発展改革委員会の価格監督検査司を価格監督検査独占禁止局に名称変更し、職員を20人増員、北京市、遼寧省、上海市、江蘇省、湖北省、広東省、重慶市、陝西省の8省・市の価格主管部門に計150人の職員を増員している。14年には、価格違反行為の告発奨励金を引き上げた他、国省市県のあらゆるレベルの自治体で告発通報受け付け体制を完備する方針だ。

第2に、市場競争条件の保護と経済運営の効率化を

表 中国の独禁法の規制対象行為と執行機関

規制対象行為			執行機関
事前規制	企業結合（事業者集中）		商務部
事後規制	独占的協定	水平的制限 （カルテルなど）	（価格独占） 国家発展改革委員会 （価格独占以外） 国家工商行政管理総局
		垂直的制限 （再販売価格維持など）	
	市場支配的地位の乱用		
独自の規制	行政権力の乱用		国家工商行政管理総局

資料：「中華人民共和國独占禁止法」などを基に作成

目指す習近平政権の政策の後押しも大きい。中国共産党は、13年11月の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）で、「資源配分において市場に決定的な役割を担わせ、経済体制の改革を深化させる」方針を打ち出した。政府主導から市場主導への転換を進める習政権は、政府の許認可権限縮小と同時に政府の市場管理機能を強化している。独禁法適用強化の動きはその一環といえよう。

第3に消費者意識の高まりだ。中国で売られている外国製品は生産国より高いといった情報がさまざまなルートで耳に入るようになってきた。こうした消費者の不満の解消手段として、独禁法が認知されてきた面もある。国家発展改革委員会価格監督検査独占禁止局の許昆林局長は14年9月、独禁法執行に関する記者会見で、独禁法行政の担当官が足りず、独占行為の疑いがあると告発のあった案件への対応で手一杯であり、調査対象を積極的に選ぶ余裕がないと述べている。

注意すべきは「垂直的制限」

液晶パネル、自動車など外国企業の市場シェアが高い業界が摘発されていることから、外資たたきや国内産業育成といった見方もされる。独禁法は中国に限らず景気や経済政策の変化を反映して運用される面もあり、中国の独禁法摘発に産業政策への配慮がないとは

言い切れない。

ただし、制裁金が約 200 億円相当と中国の独禁法違反では過去最大となった日本の自動車部品メーカーの国際価格カルテルの摘発を例に見ると、調査は関連企業が自ら申し出たことが端緒だった^注。自動車メーカーは車種ごとに部品を発注するため、部品メーカーからの応札を見て受注者を決定する。量産価格の低落防止を図るべく、入札した部品メーカー間で受注予定者を決めるという行為が、既に日米欧で摘発を受けていたのだ。その限りで言えば、中国での摘発は日米欧での同様の摘発事案が手掛かりになったといえる。中国当局にとっては国際価格カルテルの実務習得の機会となった面もあろう。

カルテルのように競争関係を有する事業者間で行ういわゆる「水平的制限」は、競争が厳しい中国市場で形成することが容易ではない。仮に行われたとしても、企業間の意思疎通の証拠を捉えることは難しい。そう考えると、今後、中国独自の水平的制限事案の摘発は限定的となりそうだ。他方、再販売価格の維持など取引相手との間で行われる「垂直的制限」は、取引契約書から発覚しやすい。再販売価格の制限が独禁法に違反することを認識せずに、販売代理店から第三者への販売価格を制限し、違約に伴う罰則規定を販売代理店契約に設ける企業は多い。これまでは当局による価格統制の摘発が積極的に行われていなかったため、再販売価格の制限に焦点が当たることが少なかった。だが、販売代理店取引をめぐる摘発事例や紛争事例が出始めており、注意が必要だ。

まずは現場の状況把握を

独禁法調査は本格的な執行が始まったばかりで、調査対象が今後拡大していくことが見込まれる。中国ではマスメディアの話題に影響される傾向が強く、独禁法が話題に上ることで、消費者の告発や民事訴訟が増える可能性は高い。

今後調査の手が及ぶ可能性が高い分野を考えるに当たり、まず、欧米での調査のトレンドが参考になる。欧米では近年、自動車部品の他、金融、航空・貨物輸送などのサービス業、不動産業、食品業界などが摘発されている。この他、ブランド力があり高い価格設定をしているスマートフォンなどの IT 機器、高級食品

は、消費者の批判の目が向きやすい。医療機器をはじめ少数の企業が圧倒的なシェアを持つ分野もリスクが高い。

では、企業はどのような対策を講じるべきか。黒田法律事務所の竹田昌史弁護士は、「まず自社の現状把握が必要」という。本社のみならず、現地法人でも現場の状況を把握していない企業が多いためだ。垂直的制限に関していえば、再販売価格の制限行為は中小企業もその多くが行っている。例えば代理店との契約では、自社がどのような価格規制をしているのかを把握し、それが違反行為に当たらないか確認すべきだろう。

独禁法の運用が始まったばかりの中国では、談合や再販売価格の制限が違法であるという認識のない従業員が多い。日本の公正取引委員会のガイドラインと中国の摘発基準が異なるところもある。違法行為の認識を徹底させるため、現地法人を含めた全社におけるコンプライアンス体制の強化が必要となる。

摘発が不可避と考えるならば、自発的に違反行為を申告することで処罰が減免されるリニエンス制度に注目したい。リニエンスの申請は、カルテルのような水平的制限においては企業間の競争になるので初動が肝心だ。中国では再販売価格の維持などの垂直的制限も同制度の対象となっており、自ら申し出て積極的に調査に協力すれば、処罰が減免される余地がある。

立ち入り検査の際は、弁明権など基本的な手続き上の権利があることを覚えておくといよい。在中国 EU 商工会議所は、独禁法調査で弁護士の立ち会いや抗弁を当局が威圧していると非難する声明を発表。許局長は客観性に欠ける内容だとしてこれを否定している。実態としては法にのっとらない当局の行為はあったものの、最近では改善しつつあるようだ。

中国の独禁法行政は発展の途上にある。目下は価格統制に集中している摘発が、実態が調査しにくい価格独占以外の行為にも拡大するとみられる。事案とともに法解釈や当局の対応が明らかになることも出てくるため、独禁法リスクの予見可能性は高まる。独禁法をめぐる今後の動向をこまめに情報収集しながら、摘発が自社にも及ぶのか冷静に判断し、合理的に対応を検討することが賢明だろう。

JS

注：国家発展改革委員会価格監督検査独占禁止局のブリーフィング（2014年9月15日付）